

## 第 5 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和元年5月16日(木) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明・4 東海 光政  
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉  
11 清水 喜代己・12 海野 要・13 内藤 正敏  
19 草深 みつよ・23 川邊 千秋

以上13名

欠席委員 21 坂野 大徹

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 藤井事務局長・竹田主査

総合支所 河芸：後藤副主幹 美里：倉田主事補 安濃：横井担当副主幹  
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 5 村澤 藤次・9 片岡 正春

事 項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (所有権移転)
- 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (所有権移転・使用貸借)
- 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (賃貸借権)
- 報告第7号 買受適格証明願 (競売) について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (所有権移転)
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (賃貸借権)
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (地上権)
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (使用貸借)
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (所有権移転・使用貸借)
- 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について (使用貸借)
- 議案第9号 事業計画変更承認申請について
- 議案第10号 買受適格証明願 (公売) について

議案第11号 非農地証明願について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

## 議 事 の 大 要

議 長

それでは第5回第1農地部会を開催させていただきます。

本日の欠席は、21番の坂野 大徹委員1名で、出席委員は13名でございますが、今、海野さんが少し遅れて見えるということでございます。

それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。5番 村澤藤次委員、9番 片岡 正春委員、よろしくお願ひします。

まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第7号まで、事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局

はい、議長。座って説明させていただきます。まず、報告案件の説明に入ります前に、部会当日の議案書差し替えに至った経緯について、ご説明させていただきます。

議案書を送付後、議案内容について再度確認していたところ、一つの事業において、2つの権利を取得し、一体的に転用しようとする事案があることが判明しました。

この件は、議案第7号として新規に追加させていただいておりますが、これにより、これ以降の議案番号にズレが生じたため、このような対応をさせていただきました。

大変申し訳ございませんでした。

それでは、改めて報告案件の説明をさせていただきます。

議案書の1ページから2ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から14で、合計件数は14件、合計面積は41,571㎡、その内訳は田が34,698㎡、畑が6,873㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

3ページから4ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から5で、合計件数は5件、合計面積は16,507㎡で、その内訳は田が11,666㎡、畑が4,841㎡、でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

5ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1、一般個人住宅用地でございます。

以上、件数は1件、面積は畑で、19㎡でございます。

6ページから7ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1、共同住宅用地

番号2、番号3、太陽光発電施設用地

番号4から番号7、宅地分譲用地

番号8、駐車場及び庭用地

番号9、宅地造成用地

番号10、番号11、一般個人住宅用地

番号12、貸駐車場用地

でございます。

合計件数は12件で、合計面積は8,032㎡、その内訳は田が5,288㎡、畑が2,744㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転・使用貸借）、でございます。

番号1、太陽光発電施設用地でございます。

これについては、2名の共有で持っている土地を、持分ごとに使用貸借の設定、所有権の移転を行ったものになります。

以上、件数は1件、面積は畑で、1,364㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、店舗用地でございます。

以上、件数は1件、面積は田で、703㎡でございます。

10ページから11ページをお願いいたします。

報告第7号 買受適格証明願（競売）について、でございます。

番号1、資材置場用地

番号2、貸駐車場用地

番号3、賃貸コンテナ倉庫用地

番号4、番号5、駐車場用地

番号6から番号8、貸駐車場用地

番号9、資材置場用地

番号10、太陽光発電施設用地

番号11から番号14、駐車場用地でございます。

これにつきましては、津地方裁判所が行う不動産競売に参加するための証明願であり、対象農地が市街化区域内でありますことから、農地法第5条の届出が添付されております。

以上、合計件数は14件、合計面積は 田で 22, 871 m<sup>2</sup>でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いいたします。  
地区の担当の方によっては詳細をご覧いただきたいと思っております。それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 安東、受人 \_\_\_\_\_、面積 675, 610 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4, 888 m<sup>2</sup>、申請地 一色町前君 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 2, 991 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、相手方の要望により渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、面積 7, 271 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 5, 932 m<sup>2</sup>、申請地 高野尾町寺谷 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 550 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 椋本、受人 \_\_\_\_\_、面積 18, 426. 40 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_ 外2名、面積 6, 433 m<sup>2</sup>、申請地 芸濃町椋本富家 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 6, 205 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人から要望を受け、申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は3件、合計面積は田で9, 746 m<sup>2</sup>でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1番、地区 安東、私1番です。

太田委員 1番 太田です。10日の日に現地確認しておりますけれども、先般、の侵入路のために立ち退きをした \_\_\_\_\_ でございますが、そこを石橋のすぐ

手前で、農地転用してそこに住居が移転するわけですが、その東側に直接隣接する田でございます。営農拡大ということで、何ら問題ございません。よろしくお願いいたします。

議 長 番号2、地区 高野尾。

田中委員 2番 田中です。11日の日に地元推進委員と現地確認を行いまして、何ら問題がないということで、15日に高野尾農業振興協議会を開きまして、メンバーに審議していただきまして、何ら問題ないということでした。以上です。

議 長 番号3、地区 棕本。

牧野委員 10番 牧野です。現地確認もいたしましたし、相手方が高齢化のために水谷さんに渡すと言うことです。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 棕本、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本東豊久野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,512㎡。

これにつきましては、申請地を長屋住宅用地とするものです。農地区分は第3種農地と判断されます。

番号2、地区 安西、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町小野平柳原\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 678㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、472.32㎡、パネルの設置率は、転用面積の69.7%になります。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は2,190㎡、このうち田が678㎡、畑が1,512㎡でございます。

いずれの案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、

許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 棕本。

牧野委員 10番 牧野です。先般、事務局の方、それから会長さん、部会長さんと地元推進委員の皆さんと一緒に立会いをいたしました。数年前にアパートが建っているそのもう一つ隣の空き地の所へ建てるということでございまして。皆さん見てもらいましたけれども、何ら問題がないということでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 番号2、地区 安西。

片岡委員 9番 片岡です。5月10日の日に地元推進委員さんと我々委員が現地確認いたしましたところ、何ら問題はないということですので、確認をいたしました。以上です。よろしく申し上げます。

議長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページから18ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白塚町南永定\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 310㎡。

これにつきましては、申請地の近くで、自己が経営する法人の代表を務める受人が、渡人から申請地を譲り受け、従業員用の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 白塚、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白塚町北永定\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 352㎡ 外3筆、合計面積 889㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、398.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の44.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断

されます。

番号3、地区 一身田、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 持分2分の1 外1名、申請地 一身田豊野こノ坪 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,447㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、589.24㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 一身田、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 一身田豊野こノ坪 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 869㎡ 外1筆、合計面積 1,272㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、589.24㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 一身田、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一身田豊野こノ坪 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 912㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、392.83㎡、パネルの設置率は、転用面積の43.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 一身田、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一身田豊野こノ坪 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,107㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、471.39㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 一身田、受人 社会福祉法人 \_\_\_\_\_ 理事長 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一身田平野平野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 340㎡。

これにつきましては、受人は、申請地の近くで社会福祉業を営んでおり、既存駐車場が手狭であるため、渡人から申請地を譲り受け、職員用の駐車場用地を確保しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 神戸、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 野田柳谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 253㎡ 外2筆、合計面積 330.07㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光

発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、195.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の59.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 神戸、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 野田鎌切 \_\_\_\_\_、台帳地目 雑種地、現況地目 田、面積 714㎡ 外1筆、合計面積 756㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、423.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の56%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 神戸、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 野田鎌切 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 452㎡ 外1筆、合計面積 881㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、423.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 神戸、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 神戸乙木 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 330㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 神戸、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 神戸乙木 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 330㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 雲出、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 雲出伊倉津町高峯新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,019㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、808.28㎡、パネルの設置率は、転用面積の40%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 雲出、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外2名、申請地 雲出伊倉津町高峯新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 138㎡ 外3筆、合計面積 1,476㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、598.17㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。



番号 15、地区 雲出、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 雲出伊倉津町高峯新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 343㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、172.29㎡、パネルの設置率は、転用面積の50.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号 16、地区 雲出、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 雲出伊倉津町高峯新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 565㎡ 外1筆、合計面積 951㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、530.32㎡、パネルの設置率は、転用面積の55.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号 17、地区 雲出、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 雲出伊倉津町高峯新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 204㎡ 外1筆、合計面積 418㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、172.29㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号 18、地区 雲出、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 雲出伊倉津町高峯新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 234㎡ 外1筆、合計面積 1,405㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、601.20㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号 19、地区 雲出、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 雲出伊倉津町高峯新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 800㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、379.73㎡、パネルの設置率は、転用面積の47.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号 20、地区 雲出、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 雲出伊倉津町高峯新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,064㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光

発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、518.41㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号21、地区 雲出、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 雲出伊倉津町高峯新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 641㎡ 外1筆、合計面積 966㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、851.13㎡、パネルの設置率は、転用面積の88.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号22、地区 雲出、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 雲出伊倉津町高峯新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 267㎡ 外2筆、合計面積 941㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、538.35㎡、パネルの設置率は、転用面積の57.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号23、地区 雲出、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 雲出伊倉津町高峯新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 452㎡ 外1筆、合計面積 849㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、503.61㎡、パネルの設置率は、転用面積の59.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号24、地区 雲出、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 雲出伊倉津町高峯 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 138㎡ 外1筆、合計面積 168㎡。

これにつきましては、自営業を営む受人は、隣接する居宅を購入しましたが、自己及び業務用車両を駐車するスペースがないことから、渡人より申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号25、地区 上野、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町西千里大谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 165㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、79.68㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号26、地区 黒田、受人 \_\_\_\_\_ 外1名、渡人 \_\_\_\_\_、申請地

河芸町三行鎌戸\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 62㎡。

これにつきましては、受人は、近隣で暮らす親族の居宅まで道が狭く、進入に苦慮していることから、渡人から申請地を譲り受け、申請地を 駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号27、地区 黒田、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外2名、申請地 河芸町北黒田山田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 90㎡ 外2筆、合計面積 710㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、298.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号28、地区 黒田、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町北黒田山田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,060㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、411.68㎡、パネルの設置率は、申請地が不整形地であることから、転用面積の38.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号29、地区 黒田、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町南黒田丸市\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 226㎡ 外1筆、合計面積 891㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、431.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号30、地区 安西、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町北神山血解\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 348㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号31、地区 雲林院、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町雲林院西之院\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 253㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を作業所兼倉庫用地とするものですが、既にこの用途に供されている旨の 始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号32、地区 長野、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町北長野前田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,385㎡ 外1筆、合計面積 1,840㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、457.60㎡、設置率

は、申請地が高台に位置することから安全を考慮し、高低差のある畦から離して設置する為、転用面積の24.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号33、地区 高宮、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町五百野墓之尾 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 122㎡ 外6筆、合計面積 1,308㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、575.52㎡、パネルの設置率は、転用面積の44%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号34、地区 明合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 安濃町田端上野西観 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 59㎡ 外2筆、合計面積 322㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は34件、合計面積は27,263.07㎡、このうち田が24,099㎡、畑で2,450.07㎡、その他が714㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。  
番号1、2 地区 白塚。

田村委員 3番 田村です。1番について、5月10日、地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。2番についても同じ5月10日に地元推進委員と現地確認を行いました。こちらについても事務局の説明どおりで問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長 番号3から番号7、地区 一身田。

田村委員 3番 田村です。3番から6番までは、これ一体利用の形で、5月10日に会長、部会長出席のもと、地元推進委員と現地確認を行いました。こちらも事務局の説明どおりで問題ありませんので、よろしく申し上げます。それから7番ですけど、こちらも5月10日、地元推進委員と現地確認を行いました。こちらの案件についても事務局の説明どおりで、問題ありませんのでよろしく申し上げます。

議長 番号8から番号12、地区 神戸。

東海委員	4番 東海です。8番、9番、10番について、地元推進委員と5月10日の日に現地確認しました。別に問題ありませんでした。11、12番も5月10日の日に地元推進委員と現地確認しました。別に問題ありませんでした。よろしくをお願いします。
議 長	番号13から番号24、地区 雲出。
村澤委員	5番 村澤です。13から24まで一緒のところですので、5月10日、地元推進委員と現地確認してきました。事務局の説明どおりです。別に何も問題ないようでした。
議 長	番号25から番号29、地区 上野。
喜多委員	8番 喜多です。地元推進委員と、現地確認をしたところ、別に問題ないということで、事務局の説明のとおりでございます。26番は地元推進委員と現地確認をし、別に問題なしということですので、事務局の説明のとおりでございます。27番は10日の日に会長、部会長に来ていただき、地元推進委員も別に問題なしということで、よろしくをお願いします。28番は地元推進委員と現地確認しましたところ、別に問題なしということで、事務局の説明のとおりでございます。29番、この件は地元推進委員と現場見たところ、別に問題なしということで事務局の説明のとおりでございます。以上です。
議 長	番号30、番号31、地区 安西。
片岡委員	9番 片岡です。30番の安西と、31番の雲林院地区担当しておりますので、2件まとめて報告させていただきます。安西地区の一般個人住宅用地については5月10日の日に、地元推進委員と確認いたしまして、排水問題等についても確認いたしております。31番は_____のようですが、これについても地元推進委員と我々委員と確認いたしましたので、よろしくをお願いします。
議 長	番号32、番号33、地区 長野。
清水委員	11番 清水です。32番と33番、同じ地区を担当しておりますので、併せて報告します。5月10日、地元推進委員と共に現地確認をしたところ、何も問題はないということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。33番も同様に地元推進委員と共に現地確認させていただいたところ、問題はないということで報告になります。以上です。
議 長	番号34、地区 明合。
海野委員	12番 海野です。5月10日に地元推進委員と農業委員の内藤さんとで、現地確認を行いました。別に問題ないということでございます。事務局からの報告の説明のとおりでございます。以上です。
議 長	地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょう。

川邊委員 許可をうけようとする名義人の\_\_\_\_\_という方は、名前は一緒でも違う住所での申請パターンが3種類あります。これは何か意図があるのですか。  
例えば、14番、15番、17番 全部住所が違います。

事務局 この件について、事務局から説明させていただきます。川邊委員のおっしゃるように\_\_\_\_\_、住所が3種類あるのですが、これはそれぞれに対象となる人物が違います。異なる法人が取得するのが2案件あり、この代表取締役であることと、個人で取得する案件など、当然住所はそれぞれに異なってきます。先月の議案でもお諮りしたように、耕作不便で荒廃している農地の一帯で、まとまって太陽光事業を実施するということから、それぞれに複数申請が提出されています。

議長 ただいま川邊委員さんからもご意見ありましたが、私からも一言。毎月、毎月太陽光の農地転用が申請され、非常に増えてきていると思います。これまでは賃貸借権の設定による申請が多かったように思いますが、最近では所有権移転による転用申請が増加してきています。これをどういうふうに解釈すればいいのか疑問ですが、農用地区域外の湿田とか、非常に条件の悪い農地がこれによって解消され、この月も2.7haの農地が減ったこととなります。

事務局の皆さんにお願いしておきたいのですが、部会で承認され、許可書が発行された以後は、農業委員会として関与できない部分がほとんどですので、申請書類を受付される時は、非常に厳しいチェックをしていただきたい。

例えば、所有権移転などは、仮にその事業者が倒産した際、現状復帰ができないと思いますし、賃貸借の設定ですと現状復帰が契約で担保されているか疑問です。

だから、皆さんも現地確認される時、面積に関わらず事業者は必ず、現地立会いをするように指導をしていただきたいと思います。

その際は、草刈りの計画や隣地との話し合いなどきちっとしてありますか等確認を取っていただきながら、非常に厳しい目で、この太陽光の農地転用に関して、注意をしていただきたいと思います。私からお願いをさせていただきます。以上でございます。

それでは、地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定をいたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページをお願いいたします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 棕本、借人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本藤ノ山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 347㎡ 外1筆、合計面積 1,666㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.20㎡、パネルの設置率は、申請地が不整形地であることから、転用面積の31.9%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 明合、借人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 安濃町戸島川南\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 198㎡ 外1筆、合計面積 449㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、292.16㎡、パネルの設置率は、転用面積の65.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 明合、借人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_ 外2名、申請地 安濃町大塚向山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 341㎡ 外3筆、合計面積 1,190㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.20㎡、パネルの設置率は、転用面積の44.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 明合、借人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 安濃町大塚向山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 260㎡ 外2筆、合計面積 1,046㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、547.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の52.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は、畑で4,351㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。  
番号1、地区 棕本。

牧野委員 10番 牧野です。5月の10日、会長さんはじめ事務局の方と現地確認をいたしました。説明どおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 番号2から番号4、地区 明合。

海野委員	12番 海野です。2番につきましては1,000㎡以下ということで、地元の内藤農業委員さんと、地元推進委員とで5月10日に現地確認を行いました。問題なしということです。3番と4番は1,000㎡以上ということで、同じ日の5月10日、太田部会長にもお越しいただいて現地確認を行いました。何も問題なしということで、よろしくお願いします。
議長	地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。
事務局	次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）事務局の説明をお願いします。  20ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。
	番号1、地区 安東、借人 合同会社 _____ 代表社員 _____、貸人 _____ 外1名、申請地 河辺町大垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,547㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネルの設置面積は590.4㎡、メンテナンス効率をあげるため、パネル間隔を広く確保、法面も含むことから、設置可能面積が減少し、パネル設置率が転用面積の23.2%となりますが、周囲をフェンスで囲い、一体的に太陽光発電施設として管理していく旨の理由書が添付されております。農地区分は、第3種農地と判断されます。
	番号2、地区 雲林院、借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町中縄仲小路 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,621㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は480.96㎡、太陽光発電に有効な方角に配置することで、利用できない面積が生じるため、パネルの設置率は、転用面積の29.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号3、地区 雲林院、借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町雲林院西之院 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 214㎡ 外2筆、合計面積 616㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、213.76㎡、パネルの設置率は、申請地が不整形地であることから、転用面積の34.



7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は4,784㎡、このうち田が2,547㎡、畑で2,237㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。  
番号1、地区 安東。

太田委員 1番 安東担当 太田です。5月10日の日に事務局、会長、私と地元推進委員とで現地確認をさせてもらいました。この案件については3年ほど前から\_\_\_\_\_が設置されておりまして、隣接する残りの田ということで、何ら問題もございません。よろしくお願いいたします。

議 長 番号2と3、地区 雲林院。

片岡委員 9番 片岡です。番号2ですが、5月10日の日に会長さんはじめ、部会長さん、事務局の方と現地を確認いたしましたところ、問題はございません。番号3ですが、この物件についても地元推進委員と現場確認をいたしましたので、事務局の説明どおりで確認いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 21ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 上野、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町久知野里前\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 603㎡の内327㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に25年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は田で327㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。  
番号1、地区 上野。

喜多委員 8番 喜多です。地元推進委員と現地確認しましたが、別に問題ないということで、事務局の説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転・使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 22ページをお願いいたします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転・使用貸借）でございます。

番号1、地区 明、譲受人兼借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 芸濃町林宮ヶ谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 165㎡ 外3筆、合計面積 1,212㎡。

これにつきましては、譲受人兼借人は、筆ごとに、譲渡人より申請地を譲り受け、貸人より20年間の使用貸借を設定することで、一体的に太陽光発電施設用地とするものです。なお、1259番2のみ、所有権移転となります。パネル設置面積は、531.36㎡、パネルの設置率は、転用面積の43.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は田で1,212㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 明。

牧野委員 10番 牧野です。5月10日の日に、地元推進委員と現場確認をいたしましたところ、ただいま事務局からの説明のとおりございましたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第7号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願（使用貸借）について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 23ページをお願いいたします。  
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（使用貸借）、でございます。  
番号1 地区 棕本、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本東豊久野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 958㎡の内5.25㎡。  
これにつきましては、借人は、貸人と永年間の使用貸借を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするため、許可を得たものになりますが、境界確定測定の結果、境界線に変更が生じたため、このたび分筆し一部面積の取消しを願い出たものになります。

以上、件数は1件、面積は畑で、5.25㎡でございます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。  
番号1、地区 棕本。

牧野委員 10番 牧野です。今、事務局からの説明どおりでございますので、どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第8号については、承認をすることに決定いたします。

次に議案第9号 事業計画変更承認申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 24ページをお願いいたします。  
議案第9号 事業計画変更承認申請について、でございます。  
番号1、地区 明、申請者 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
申請地 芸濃町楠原庭代\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 989  
㎡です。  
これにつきましては、\_\_\_\_\_、地域の実状と需要を再度検討した結果、高  
齢者向け施設建築へ、用途の変更をしようとするものです。  
なお、農地法関係事務処理要領、各号に照らし合わせたところ、承認要件の  
すべてを満たしていると考えます。

以上、件数は1件、面積は田で、989㎡でございます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。  
番号1、地区 明。

片岡委員 9番 片岡です。番号1についての説明ですが、5月の10日の日に地元推  
進委員と現場確認いたしましたところ、用途の変更の旨ですのでよろしくお願  
いします。

議長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでし  
ょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第9号については、承認をすることに決定い  
たします。

次に議案第10号、買受適格証明願（公売）について事務局の説明をお願い  
します。

事務局 25ページをお願いいたします。  
議案第10号 買受適格証明願（公売）について、でございます。  
番号1、地区 櫛形、公売対象農地 安東町木若\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、  
現況地目 雑種地、面積 450㎡、願出人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締  
役 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、三重地方税管理回収機構が行う不動産競売に参加する  
ための証明願いになります。  
落札後は、資材置場用地とするもので、農地法第5条の許可申請が添付され  
ておりますが、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべ  
てを満たしていると考えます。

以上、件数は1件、面積は畑で450㎡でございます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 櫛形。
東海委員	4番 東海です。事務局の説明どおりでございます。以上です。
議 長	地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第10号については、承認をすることに決定いたします。  次に議案第11号 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	26ページをお願いいたします。 議案第11号 非農地証明願について、でございます。  番号1、地区 黒田、願出者 _____、申請地 河芸町三行鎌戸_____ 、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 193㎡ 外1筆、合計面積 242㎡。 これにつきましては、平成30年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、申請地に昭和30年頃に住宅が建築されていることが確認できます。 このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。  以上、件数は1件、面積は田で242㎡でございます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 黒田。
喜多委員	8番 喜多です。これ私とこの集落でして、地元推進委員と現地確認しましたところ、事務局の説明どおりで別に問題はありませんので、よろしく申し上げます。
議 長	地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第11号については、証明することに決定いたします。  次に別冊でお配りしました、議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18

条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事務局

まず、説明をさせていただく前に、一カ所の訂正をお願いいたします。

議案を一つ追加したことにより、議案番号に変更が生じておりますので、お手元の農用地利用集積計画書、左上に記載のある議案番号を11から12へ変更を願います。

それでは、改めて説明をさせていただきます。

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で77,914㎡、畑の賃貸借で1,462㎡、契約件数は59件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借で、4,267㎡、契約件数は1件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で193,562.62㎡、畑の賃貸借、使用貸借で、2,816㎡、契約件数は58件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で19,138.3㎡、畑の賃貸借、使用貸借で10,212㎡、契約件数は10件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で16,507㎡、契約件数は5件でございます。

香良洲地区につきましては、契約はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借合わせて311,388.92㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で14,490㎡、合計契約件数は133件、合計面積は325,878.92㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区26件、安濃地区54件、芸濃地区7件、美里地区1件で合計88件、合計面積は277,597.40㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で66.2%、面積で85.2%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。始めに、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。  
まず、整理番号45についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 整理番号45について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号9、ほか47件の\_\_\_\_\_に関する分についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この48件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは議案第12号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。  
これで第5回第1農地部会を終了いたします。

午前11時29分



上記は、第5回第1農地部会の議事を録したものである。

令和元年5月16日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_